令和7年度　長門市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

令和7年４月１日

１　趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第９条第１項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務の等の調達の推進を図るための基本的な方針を定める。

２　適用範囲

本方針は、市の全ての部局に適用する。

３　調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、本市在住の障害者（居住地特例含）が利用する次のとおりとする。

（１）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に定める施設等

ア　就労継続支援事業所（Ａ型・Ｂ型）

イ　就労移行支援事業所

ウ　生活介護事業所

エ　障害者支援施設

オ　地域活動支援センター

（２）国において、（１）の障害者就労施設等に準じて取り扱うこととされている者

ア　障害者雇用促進法に規定される特例子会社

イ　重度障害者多数雇用事業所（以下の要件を満たす者）

　　　　　① 障害者の雇用者数が5人以上

　　　　　② 障害者の割合が従業員の20％以上

　　　　　③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30％以上

ウ　障害者雇用促進法に規定される在宅就業障害者、在宅就業支援団体

エ　障害者就労施設等で構成され、契約主体となる共同受注窓口

４　障害者就労施設等からの物品等の調達の目標

物品及び役務の調達については、物品及び役務の種別毎に、前年度の実績を上回ることを目標とする。

５ 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する事項

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次の取組を行う。

（１） 調達の推進に必要な情報の提供

障害者就労支援施設等からの調達が円滑に進むよう、物品等の情報を各部局に提供する。

（２） 障害者就労支援施設等の受注機会拡大のための措置

各部局は、提供された情報を基に物品等の特性を踏まえ、障害者就労施設等への発注に努める。この場合、障害者就労施設等の提供能力に合わせ、納期、納入条件等に適切な配慮を行う。

（３） 随意契約による調達

物品等の調達に際しては、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を積極的に活用する。

（４） 障害者就労支援施設等への働きかけ

供給する物品等について、質の向上及び供給の円滑化のために行う取り組みの支援に努める。

６　調達実績の公表の方法

本方針に基づく物品等の調達については、各年度終了後、地域福祉課が遅滞なく実績を取りまとめ、市ホームページ等に公表する。